

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2209123号

令和4年9月12日

原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和4年7月8日付け04核管六第020号（令和4年8月25日付け04核管六第033号をもって一部補正）をもって、公益財団法人核物質管理センターから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第57条第1項の規定に基づき申請された公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第2号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第57条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

① 品質管理の業務に関する組織変更

六ヶ所保障措置センター（以下単に「センター」という。）の保安に係る品質管理の業務に関する組織変更を行い、保安防護管理室長を新設する。

② 分析課の業務移管に伴う変更

分析業務体制の強化のため、設備課を新設し、分析課の業務の一部を以下のとおり他課に移管するとともに、業務移管を踏まえた承認者等の変更を行う。

- a. 分析課の業務の一部（分析課により行われていた設備管理、並びに汚染物の保管、廃棄及び運搬）を新設する設備課に移管する。
- b. 分析課の業務の一部（貯蔵施設の立入制限措置）を安全管理課に移管する。
- c. 業務移管に伴い、業務移管に関連する負圧等の維持等の規定^{※1}に係る承認者等に業務移管後の組織体制を反映する。

③ 承認先及び報告先の変更

放射線管理、核燃料物質の受渡し管理及び周辺監視区域内の運搬に係る規定における承認先及び報告先が六ヶ所検査部長であったことから、当該業務の保安活動の強化のため、所長に変更する。

④ 職位名称の変更

分析課長を六ヶ所分析課長に、六ヶ所検査部長を検査分析部長に変更する。

2. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する規定の追加

センターにおいて、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る規定を追加する。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第57条第2項第1号

規制庁は、本申請について、使用施設等の管理を行う者の職務及び組織等が核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項、技術的能力に関する説明書の内容等と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

III-2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

III-2-1. 組織改正に伴う変更

1. 使用規則第2条の12第1項第3号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

※1 負圧等の維持、異常時の措置、立入制限区域に関わる措置、床、壁等の除染、放射性液体廃棄物の管理並びに緊急作業における作業員の選任及び被ばく管理等に係る規定

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 品質管理の業務に関する組織変更について、センターの保安に係る品質管理を行う保安防護管理室長の職位が新たに定められていること。
- ② 分析課の業務移管に伴う変更について、分析課により行われていた設備管理等を行う設備課長の職位が新たに定められていること。変更前の分析課長が担当していた業務の一部が設備課長又は安全管理課長に移管されていること。業務移管に伴い、業務移管に関連する負圧等の維持等の規定に係る承認者等に業務移管後の組織体制が反映されていること。
- ③ 変更前の六ヶ所検査部長が担当していた一部の業務における承認及び報告受理の業務について、所長の業務として定められていること。

Ⅲ－２－２．放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する規定の追加

1．使用規則第2条の12第1項第8号（線量、線量当量、汚染の除去等）

使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準は、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていることを求めている。

規制庁は、放射性廃棄物でない廃棄物に関する措置として、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を踏まえ、放射性廃棄物でない廃棄物の判断の対象範囲は、管理区域内に設置されたコンクリート等の資材及び管理区域内で使用された工具類等の物品とし、放射性廃棄物でない廃棄物は、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、使用履歴等の記録に基づき判断すること、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものは、管理区域から搬出するまでの混在防止の保安上の措置が定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、職位名称の変更、職員等の定義への雇用形態の種類追加など、必要な記載の適正化が行われていることを確認した。